

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

グローバルな金融市場の混乱
への対応の必要性

利用者が安心して取引できる環
境整備の必要性

我が国金融・資本市場の
機能強化の必要性

信頼と活力のある金融・資本市場の構築が課題

市場の公正性・透明性の確保

○信用格付業者に対する規制の導入

- 登録制の導入
 - ・体制整備された信用格付業者を登録
 - ・金融商品取引業者等が無登録業者による格付を利用して勧誘を行うことを制限（無登録である旨、格付の前提・限界等の説明義務）
- 登録を受けた信用格付業者について、
 - ①誠実義務
 - ②体制整備義務
 - －利益相反防止、
 - －格付プロセスの公正性確保 等
 - ③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止 等
 - ④情報開示義務
 - －格付方針等の作成及び公表、
 - －説明書類の公衆縦覧 等
- 登録を受けた信用格付業者に対する報告徴求・立入検査、業務改善命令 等

利用者保護の充実

○金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設

- 金融商品取引法及びその他の金融関連法において共通の枠組みを横断的に整備
- 苦情処理・紛争解決手続を実施する機関の指定（指定紛争解決機関）
- 金融機関は、以下の内容を含む契約を指定紛争解決機関と締結
 - ①苦情処理・紛争解決手続の応諾
 - ②事情説明・資料提出
 - ③手続実施者の解決案の尊重
- ※指定紛争解決機関がない場合には、金融機関が苦情等処理・紛争解決の取組みを実施
- 指定紛争解決機関に対する報告徴求・立入検査、業務改善命令等

○特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続きの見直し

- プロからアマへの移行の効果（現行は1年）を、顧客の申し出があるまで有効に 等

○有価証券店頭デリバティブへの分別管理義務の導入

- 金融機関間の取引など投資家保護に支障がないと認められるものを除き、分別管理義務の対象に

公正で利便性の高い市場基盤の整備

○金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

- 金融商品取引所による商品市場の開設や、商品取引所による金融商品市場の開設を可能とするための枠組みの整備（本体・子会社形態・持株会社形態での参入容認）

○社債等の発行登録制度の見直し

- 発行登録書の記載事項として「発行予定額」に代えて「発行残高の上限」の選択を可能に

○「有価証券の売出し」定義の見直し

- 有価証券の性質（主要国の国債、主要海外市場の上場有価証券、その他）や投資家の属性（適格機関投資家のみ、多数の一般投資家）に応じ、
 - ①法定開示
 - ②簡易な情報提供
 - ③開示免除等とする3種類の開示規制を整備

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

<背景>

グローバルな金融市場の混乱への対応

利用者が安心して取引できる環境整備

我が国金融・資本市場の機能強化

⇒信頼と活力ある金融・資本市場の構築

I 市場の公正性・透明性の確保

・ 信用格付業者に対する公的規制の導入

- 信用格付業者に対する登録制の導入
 - 信用格付業を公正かつ的確に遂行するための体制が整備された格付会社を登録
- 信用格付業者に対する規制・監督
 - 登録を受けた信用格付業者に対し以下を義務付け
 - ・ 誠実義務
 - ・ 格付方針等の公表、説明書類の公衆縦覧の情報開示義務
 - ・ 利益相反防止、格付プロセスの公正性確保等の体制整備義務
 - ・ 格付対象の証券を保有している場合等の格付の提供の禁止
 - 登録を受けた信用格付業者に対する報告徴求・立入検査、業務改善命令等の監督規定を整備
- 無登録業者による格付を利用した勧誘の制限
 - 金融商品取引業者等が、無登録業者による格付である旨等を説明することなく無登録業者による格付を提供して、金融商品取引契約の締結の勧誘を行うことを制限

II 利用者保護の充実

1. 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設

※金融商品取引法のほか、銀行法や保険業法等の金融関連法において共通の枠組みを横断的に整備

- 紛争解決機関の指定
 - 紛争解決等業務を行う機関（紛争解決機関）を、申請により、以下の要件に基づき主務大臣が指定することができる（指定にあたって法務大臣に協議）
 - ・ 紛争解決等業務を的確に実施できる経理的・技術的な基礎を有すること
 - ・ 役職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼさないこと
 - ・ 業務規程について一定割合以上の金融機関が異議を述べていないこと 等
 - ※業態ごとに紛争解決機関を指定。指定紛争解決機関は業態で一つに限られず、また、複数の業態で指定を受け、業態横断的な指定紛争解決機関となることも可能
- 苦情処理・紛争解決の手続に関する諸規定を整備
 - ・ 業務規程において紛争解決等業務に関する手続等を規定
 - ・ 紛争解決手続は弁護士等からなる紛争解決委員が実施

- ・紛争解決手続に時効の中断及び訴訟手続の中止の法的効果を付与
- 指定紛争解決機関の利用
 - 指定紛争解決機関がある業態においては、金融機関に対し、一の指定紛争解決機関と以下の内容を含む契約の締結を義務付け
 - ・苦情処理・紛争解決手続の応諾
 - ・手続における事情説明・資料提出
 - ・紛争解決委員の提示する和解案（特別調停案）の尊重
 - 指定紛争解決機関がない場合には、金融機関が苦情処理・紛争解決の取組みを実施
- 指定紛争解決機関に対する監督規定の整備
 - 指定紛争解決機関に対する報告徴求・立入検査、業務改善命令等（業務改善命令等にあたって法務大臣に協議）の監督規定を整備

2. 特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続きの見直し

- プロからアマへの移行の効果（現行は1年）を、顧客の申出があるまで有効に
- アマからプロへの移行の効果は、引き続き1年とするが、それ以前でも申出によりアマに戻ることを可能に

3. 有価証券店頭デリバティブへの分別管理義務の導入

- 有価証券店頭デリバティブ取引について、金融機関間の取引など投資家保護に支障がないと認められるものを除き、分別管理義務の対象に

Ⅲ 公正で利便性の高い市場基盤の整備

1. 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

- 金融商品取引所による商品市場の開設
 - 株式会社金融商品取引所が、認可を受けて商品市場を開設できることを明確化（株式会社商品取引所も金融商品取引所の免許を受けて金融商品市場を開設可能）
- 金融商品取引所と商品取引所のグループ化
 - 金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社が、認可を受けて商品取引所を子会社とできることを明確化
 - 商品取引所及び商品取引所持株会社が、（商品取引所法による認可を受けて）金融商品取引所を子会社とすることを可能に
- 金融商品取引清算機関による商品取引債務引受業の実施
 - 金融商品取引清算機関が、承認を受けて商品取引債務引受業（商品取引のクリアリング業務）を行うことができることを明確化

2. 開示制度の見直し

- 社債等の発行登録制度の見直し
 - 発行登録書の記載事項として、「発行予定額」に代えて「発行残高の上限」

の記載を容認

➤ 「有価証券の売出し」定義の見直し

- 既発行有価証券の売付け勧誘等について、有価証券の性質（主要国の国債、主要海外取引所の上場有価証券、その他）及び投資者の属性（適格機関投資家のみ、多数の一般投資者）に応じ、法定開示、簡易な情報提供、開示免除等とする3種類の開示規制を整備

IV 施行日

以下を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

- ①金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ（商品取引所法の改正と合わせて施行するもの）
 - ・・・上記施行日と改正商品取引所法の施行日のいずれか遅い日から施行
- ②信用格付業者に対する公的規制の導入（無登録業者による格付を利用した勧誘の制限に係る規定）及び金融ADR制度の創設（金融機関による指定紛争解決機関の利用に係る規定）
 - ・・・公布の日から起算して1年半を超えない範囲内において政令で定める日から施行